

## 第4期第5回川口市自治基本条例運用推進委員会次第

日 時 : 平成25年5月29日(水)午後6時30分から

場 所 : 中央ふれあい館 特別会議室

1 開 会

2 議 事

- ・自治基本条例運用推進委員会の進め方について

3 次回の会議について

4 その他

5 閉 会

## 第4期第5回 川口市自治基本条例運用推進委員会資料

■ 今後の委員会の進め方について

2013/5/29

NO	委員会の在り方	条例改正の要否	意見の内容(要約)	備考	備考2
1	○		委員会の検討対象範囲の確定が必要であり、そのための機能の確保が必要ではないか。例えば、答申に盛り込んだ諸施策に対する具体的なモニタリング手続きの策定が必要ではないか。	提案	
2	○		理想の委員会機能を充実させるためには、現状の2年任期体制および、半数の入れ替えでは、踏み込んだ審議は難しい。委員会が行えることは、第3者が行ったモニタリングを評価することなら可能であるが、第3者に委託することや、新たに評価機関を設けることは現実的ではない。	問題点	
3	○		川口市地域福祉計画の「きらりかわぐち地域ふれあいプラン」に盛り込まれた(行政と市民による)10年間の試行錯誤と知恵の結晶に学ぶものがあるかもしれない。	提案	
4	○		運用推進委員会で運用状況について検討し、改善の提言等を通じて、市政や市民にとってどんな有益な結果をもたらしたのか。	疑問	
5	○		条例の改正よりも、市民がより一層主体的に関われる仕組みを考える必要があるのではないか。	提案	
6	○	○	年に数回の委員会で条例を理解し、運用状況を検討するのは難しい。1年目の委員と2年目の委員に知識の差がありすぎる。進め方の一員として、この点は見直しをしたほうが良い。	問題点	
7		○	仮に自治基本条例の見直しが必要とみなされた場合には、委員の3分の2以上で発議要件とし、当時の策定委員の3分の2以上の賛成など、改正の手続きに関する規程内容について議論しておく。	提案	
8	○		市長への答申を目的とした1年～2年スパンの会議ではなく、次回の答申を終えた後には、自治基本条例についての市民意識調査を市として年に1回、定期的の実施し、周知・PR活動の成果を把握したうえで運用推進委員会を開催し、更新の周知方法を2～3回の会議で議論する。また、その過程や結果を広報かわぐちに特集として掲載していく。	提案	
9		○	完璧とは言わないまでも、現在のところ改正したりするところは見当たらない。ゲストスピーカーの方のお話は、ご苦労と気迫が感じられ、大変参考になった。相当の努力と責任、覚悟が感じられた。	提案・感想	
10	○		過去の答申を振り返ると、それなりに充実していた。今後も同じような形で進めたほうが良い。ただし、何をテーマに選ぶかが重要になってくる。また、内容を掘り下げ、討議・検討していく方法が最善ではないか。	提案	
11	○		昨年までの例にすると、検討する時間が少ない。できるならば最低月1回は会合をもつ必要があると思う。当然、報酬が出ているので予算の問題もあるため、範囲内においてとする。	提案	
12		○	条例そのものは策定委員会において十分なされている。人数、回数ともに少ない委員会で、条例そのものを検討することは適切ではないと考えます。	提案	
13	○		策定委員会において議論されていないこと、かつ本委員会が議論できること、議論すべきことは、「どのように条例が運用されているか」という点ではないか。その視点に立ち、初めて本委員会と策定委員会の違いが出てくると考える。	問題点	
14	○		諮問事項の「条例の見直しの要否」「委員会の在り方」は、最終的には答申しなければならない重要なことではあるが、条例に対する市民の関心を推進する方に時間をとってもらいたいと思う。市民意識調査結果で知らないが75%を超えていることは驚いた。	提案	
15	○		「広報かわぐち」に市民投票条例が施行されたという記事を目にしたが、それらを有効に活用していくことも必要である。	提案	
16	○		会議の進め方として、まずは推進に時間をかけ、その後諮問の件についての答申を導き出すようにしていけば良いと思う。	提案	
17	○		今年度任期(H25/11/30)までの委員会の開催日程及び、審議内容を検討し、決定する。そのうえで委員会の審議内容、議論の妥当性を検証する。	提案	
18	○		これまでの委員会の審議内容、議論の妥当性を検証するとともに、今年度中に中間答申を市長に対して行う。	提案	
19		○	条例の見直しの可否について洗い出し、ディスカッションする。そのための改正すべきと考える点は次のとおりである。 1. 条例の名称を「川口市住民自治基本条例」に改める。また条文中の「自治」を「住民自治」に改める。 2. 改正規定の追加	個別意見	
20			住民自治の大切さを市民に広報し、小中学校への教育、啓発を教材やパンフレットを作成し行う。また、市民にとっても使い勝手の良いハンドブックのような自治基本条例にする。	個別提案	
21	○		総合計画の主管課における短期・中期・長期の自治基本条例推進アクションプランを作成し、運用推進委員会において進捗管理をする。	個別提案	
22	○		この委員会は、自治基本条例に条文化された必置委員会である。そのため、委員会の役割を明確にすべきであり、委員会の機能と権限を確認すべきである。例えば、行政・議会をチェック、広報、事務所掌に関すること、違憲審査権、反対にあまり権限を持たせない方が良いという意見もあった。	提案	
23	○		委員会の任期、定数、開催日数、常設型など現在の形式が相応しいのか、を検討する必要がある。現在は、開催日数、審議時間が少ない。	問題点	
24		○	ゲストスピーカーの方の話を聞いて、大変勉強になった。感じたのは、はたして見直す箇所があるだろうか。当時、相当の時間をかけ議論しているので、今出ている疑問や意見も当然議論をしているという重みを感じました。	感想	
25	○		条例の手引きによると、条例を見守る為に設置されているということなので、今後はこの条例の認知度をどのように高めていくかということを考える必要があるのではないか。	提案	

※ 色分けは同じ委員の意見で括弧している

※ 1名で複数意見あり

現状の問題点

2	委員会の在り方問題点	理想の委員会機能を充実させるためには、現状の2年任期体制および、半数の入れ替えでは、踏み込んだ審議は難しい。委員会が行えることは、第3者が行ったモニタリングを評価することや、新たに評価機関を設けることは現実的ではない。
6	委員会の在り方問題点	年に数回の委員会では条例を理解し、運用状況を検討するのは難しい。1年目の委員と2年目の委員に知識の差があまりすぎず、進め方の一貫として、この点は見直しをしたほうが良い。
23	委員会の在り方問題点	委員会の任期、定数、開催日数、常設型など現在の形式が相応しいのか、を検討する必要がある。現在は、開催日数、審議時間が少ない。
13	委員会の在り方問題点	策定委員会において議論されていないこと、かつ本委員会が議論できること、議論すべきことは、どのように条例が運用されているかという点ではないか。その視点に立ち、初めて本委員会と策定委員会の違いが出てくると考える。

見直し有

19	条例改正の要否 個別意見	条例の見直しの可否について洗い出し、ディスカッションする。そのための改正すべきと考える点は次のとおりである。 1. 条例の名称を「川口市市民自治基本条例」に改める。また条文中の「自治」を「住民自治」に改める。2. 改正規定の追加
20	条例改正の要否 個別提案	住民自治の大切さを市民に広報し、小中学校への教育、啓発を教材やパンフレットを作成し行う。また、市民にとっても使い勝手の良いハンドブックのような自治基本条例にする。
7	条例改正の要否 提案	仮に自治基本条例の見直しが必要とみなされた場合には、委員の3分の2以上で発議要件とし、当時の策定委員の3分の2以上の賛成など、改正の手續きに関する規程内容について議論しておく。

提案

21	委員会の在り方 個別提案	総合計画の主管理における短期・中期・長期の自治基本条例推進アクションプランを作成し、運用推進委員会において進行管理をする。
3	委員会の在り方 提案	川口市地域福祉計画の「きらりかわぐち地域ふれあいプラン」に盛り込まれた(行政と市民による)10年間の試行錯誤と知恵の結晶に学ぶものがあるかもしれない。
14	委員会の在り方 提案	諮問事項の「条例の見直しの要否」委員会在り方は、最終的には答申しなければならぬ重要なことではあるが、条例に対する市民の関心を推進する方に時間をとってもらいたいと思う。市民意識調査結果で知らないが75%を超えていることは驚いた。
15	委員会の在り方 提案	「広報かわぐち」に市民投票条例が施行されたという記事を目にしたが、それを有効に活用していくことも必要である。
22	委員会の在り方 提案	この委員会は、自治基本条例に条文化された必置委員会である。そのため、委員会の役割を明確にすべきであり、委員会の権限と権限を確認すべきである。例えば、行政・議会をチェック、広報、事務所掌に関すること、違憲審査権、反対にあまり権限を持たせない方が良いという意見もあった。
5	委員会の在り方 提案	条例の改正よりも、市民がより一層主体的に関われる仕組みを考える必要があるのではないかと。
8	委員会の在り方 提案	市長への答申を目的とした1年～2年スパンの会議ではなく、次回の答申を終えた後は、自治基本条例についての市民意識調査を市として年に1回、定期的に実施し、周知・PR活動の成果を把握したうえで運用推進委員会を開催し、更なる周知方法を2～3回の会議で議論する。また、その過程や結果を広報かわぐちに特集として掲載していく。
25	委員会の在り方 提案	条例の手引きによると、条例を見守る為に設置されているということなので、今後はこの条例の認知度をどのように高めていくかというのを考える必要があるのではないかと。

問題点

提案

条例改正必要はなし

9	条例改正の要否 提案・感想	完璧とは言わないまでも、現在のところ改正したりするところは見当たらない。ゲストスピーカーの方のお話は、ご苦労と気遣いを感じられ、大変参考になった。相当の努力と責任、覚悟を感じられた。
12	条例改正の要否 提案	条例そのものは策定委員会において十分なされている。人数、回数ともに少ない委員会、条例そのものを検討することは適切ではないと考えます。
24	感想	ゲストスピーカーの方の話を聞いて、大変勉強になった。感じたのは、はたして見直す箇所があるだろうか。当時、相当の時間をかけ議論しているのに、今出ている疑問や意見も当然議論をしているという重みを感じました。

見直し無

現状でほぼ問題はない

10	委員会の在り方 提案	過去の答申を振り返ると、それなりに充実はしている。今後も同じような形で進めたいと思う。ただし、何をテーマに選ぶかが重要になってくる。また、内容を振り下ろし、討議・検討していく方法が最善ではないかと。
1	委員会の在り方 提案	委員会の検討対象範囲の確定が必要であり、そのための機能の確保が必要ではないかと。例えば、答申に盛り込んだ諸施策に対する具体的なモニタリング手續きの策定が必要ではないかと。

18	委員会の在り方 提案	これまでの委員会の審議内容、議論の妥当性を検証するとともに、今年度中に中間答申を市長に対して行う。
4	委員会の在り方 疑問	運用推進委員会で運用状況について検討し、改善の提言等を通じて、市政や市民にとってどんな有益な結果をもたらしたのか。

■意見の分類結果■

- ・条例改正の要否については、「必要ないのでは」という意見が3名、1名が具体的な改正案(改正文言を提案)
- ・25の意見のうち、19が委員会の在り方についての意見で、ほとんどが現行に問題点を感じている。
- ・仮に現行の進め方を継続するにしても、委員の任期、委員の構成、会議回数に改善の必要性を感じている。
- ・市民に浸透させることが必要であるという意見が多く見られる。この点は、委員会の在り方にも関連する。
- ・市民に広報する手段として、意識調査、広報かわぐちの活用など、新たな視点の提案もある。
- ・委員の任期、答申までの期間が、1～2年という期間の短さを感じる意見が目立ち、1年目・2年目委員の構成についても同様。

## ■ゲストスピーカー3者（永井氏・金井氏・森氏）の見解

### ◎自治基本条例について

#### 共通認識

- すべてにおいて納得しているわけではないが、少なくとも策定委員会の総意を汲んだ、条例である。
- 理念的な条例であることから、すべてを網羅しているわけではない。
- 条文の一言一句は、議論をつくした結果、シンプルな表現に辿りついたものである。

### ◎自治基本条例運用推進委員会について

- 委員会活動が活発なことが、必ずしも良い状態とはいえない。
- 運用推進委員会条例を除いた3つの個別条例が制定されるまで、運用を見守るという側面もあった。
- 自治基本条例の啓発（広報的な役割）を持たせたという解釈もできる。
- 策定の段階において委員会の設置についても賛否があった。  
（運用推進委員会の役割についても明確ではなかったため）

### ◎キーワード

- 条文は当たり前のことしか書かれていないが、それは議論を尽くした結果である。
- ルール化よりも、慣例や慣習によって自治が醸成されることが望ましい。
- 普段は自治基本条例を意識しなくても生活はできる。ということは必要がないのかもしれない。逆にあるということは市民と市の信頼関係が構築されていない可能性もある。

### ◎委員さんからの質疑応答等

- 運用推進委員会の役割はどんなことになるのか。
- 議論を尽くしたとして、本当にすべてを網羅しているのか。
- 改正規定が無いのは変える必要が無いという認識だったのか。
- 条例は制定して終わりではなく、市民に対してもっと広報していく必要がある。
- 住民自治と団体自治に区分されるが、この条例は住民自治の色彩が強いのではないか。
- 条例の運用を進行管理するアクションプランが必要ではないか。

### 検討するキーワード

■アクションプラン ■住民自治 ■運用推進委員会の目的と役割 ■改正規定の要否